

# 日本独文学会ドイツ語教育部会会則

(2013年5月25日改正)

## 第1章 総則

第1条 (名称, 帰属) 本会は日本独文学会ドイツ語教育部会 (ドイツ語名称 Verband der Deutschlehrenden in Japan; 略称 VDJ) と称する。

2. 本会は日本独文学会に帰属する。

3. 本会は Der Internationale Deutschlehrerinnen- und Deutschlehrerverband (IDV; 国際ドイツ語教員連盟) の加盟団体である

第2条 (目的) 本会は, 日本におけるドイツ語教育の振興, および研究に貢献することをもってその目的とする。

## 第2章 事業

第3条 (事業) 本会の目的を達成するため, 次の事業を行う。

1 機関誌『ドイツ語教育 (Deutschunterricht in Japan)』の刊行

2 研究発表会, 講演会, ワークショップ等の開催

3 各種の調査・研究活動

4 広報啓蒙活動

5 IDV および国内外の学会, 外国語教育関係団体等との連携および協力

6 その他総会が必要と認める事業

## 第3章 会員

第4条 (会員) 本会は次の3種類の会員をもって組織する。

1 正会員 日本独文学会の正会員で、本会の目的に関心を持ち、本会の事業に参加を希望する個人であって、第 22 条に定める会費を納入した者

2 準会員 日本独文学会の正会員以外で、本会の目的に関心を持ち、本会の事業に参加を希望する個人であって、第 22 条に定める会費を納入した者

3 賛助会員 本会の目的に関心を持ち、本会の事業を賛助する個人または団体であって、第 22 条に定める会費を納入した者

第 5 条 (入会手続) 本会への入会を希望する者は、幹事会に申し出た後、幹事会での審査を経たうえ、所定の会費を納入して会員となることができる。

第 6 条 (会員の権利義務) 会員は毎年定められた期日までに所定の金額の会費を納入しなければならない。

2. 会員は機関誌『ドイツ語教育』を、刊行される毎に 1 冊受領することができる。
3. 会員は本会の目的に適合する企画の立案、催事への参加、個別の調査・研究活動、機関誌『ドイツ語教育』への執筆などを通じて、本会の事業に参加することができる。
4. その他本会の目的に適合する活動をすることができる。
5. 正会員および準会員は幹事選挙における選挙権と被選挙権を有する。

第 7 条 (会員資格の喪失) 会員は次の場合に、幹事会の議を経てその資格を失うことがある。

1 年会費滞納の場合

2 会員としての地位および本会から受けた便宜をその趣旨に反して利用した場合

3 本会の名誉を著しく毀損し、あるいは本会に著しい損失を与えた場合

第 8 条 (退会) 会員は本会を退会することを希望する場合、幹事会に申し出なければならない。

2. 会員は退会に際して、すでに払い込んだ年会費の払い戻しを請求することはできない。

## 第4章 役員

第9条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- 1 部会長 1名
- 2 部会選出日本独文学会理事 1名
- 3 編集長 1名
- 4 幹事 部会長，部会選出日本独文学会理事，編集長を含む 12名
- 5 監事 2名

第10条 (役員の仕事と権限) 部会長は本会を代表し，本会の事業を統括するとともに，幹事会，会員総会を招集する。

2. 部会選出日本独文学会理事は本会を代表して日本独文学会理事会に出席する。
3. 編集長は編集委員会を代表するとともに，機関誌の編集に関わる責任を負う。
4. 幹事は部会長を補佐するとともに，担当する各分掌における活動内容について責任を負う。
5. 監事は本会の決算について会計監査を行う。

第11条 (役員を選任) 幹事は，会員による選挙により選出され，総会がこれを嘱任する。その手続きは，日本独文学会ドイツ語教育部会幹事選出細則に定める。

2. 部会長，部会選出日本独文学会理事，編集長は幹事の互選による。
3. 監事は部会長が幹事以外の正会員および準会員中より推薦し，総会がこれを嘱任する。

第12条 (緊急時における幹事会の欠員補充) 嘱任された幹事が死亡，病気，出産，在外研究等，特段の事情により事実上幹事会の業務を遂行できないと幹事会が判断したとき，幹事会はこれを欠員と見なし，欠員人数分の幹事を補充することができる。

2. 幹事の補充を行った場合，幹事会は会員に対し速やかに補充された幹事の氏名を周知し，直近の総会がこれを嘱任する。
3. 過去の選挙の結果は補充幹事候補者の選定を拘束しない。
4. 欠員とされた幹事が幹事会の業務に復帰したときでも，補充された幹事が当該幹事会任期の間，幹事の職にあることを妨げない。

第 13 条 （役員の任期）幹事の任期は、これを嘱任した通常総会から 2 年後の通常総会までの期間とする。

2. 第 12 条により幹事会が幹事を補充した場合、補充された幹事の任期は欠員とされた幹事の残任期間とする。

3. 第 12 条により幹事会が幹事を補充した場合、欠員とされた幹事、補充された幹事のいずれにあっても、その在任の期間の長短に関わらず、第 14 条および第 15 条ならびに本条第 1 項にいう 1 期の在任に相当するものとする。

4. 監事の任期は、通常総会から 2 年後の通常総会までの期間とし、毎回 2 名のうち 1 名が交代する。

第 14 条 （3 選禁止）連続して 2 期幹事の任にあった会員は幹事選挙の被選挙権を有しない。

第 15 条 （幹事就任の際の辞退権）幹事選挙で選出された会員は、次のいずれかの場合で、かつ本人の申し出により幹事会が承認した場合、幹事就任を辞退することができる。

1 満 65 歳以上の場合

2 通算して 4 期幹事の任にあった場合

## 第 5 章 会議

第 16 条 （総会）本会会員の総会は、本会の最高議決機関であり、これを通常総会と臨時総会に区別する。

2. 通常総会は毎年 1 回、日本独文学会春季研究発表会と同時に開催し、部会長がこれを招集する。

3. 臨時総会は、その必要があるときに部会長がこれを招集する。

第 17 条 （総会招集請求権）部会長は、本会会員の 5 分の 1 以上が総会の開催を請求した場合は、臨時総会を招集しなければならない。

第 18 条 （総会の議決事項）次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 本会会則の改正または廃止
- 2 役員の嘱任
- 3 会費の金額の改定
- 4 年度予算，事業計画の決定および変更
- 5 本会の運営，事業執行に関わる基本的な方法の決定および変更

第 19 条 （幹事会）部会長は、幹事会を招集し、総会の議決事項を執行するほか本会の事業の円滑な執行に関し協議する。

2. 幹事会には、部会長，部会選出日本独文学会理事，編集長のほか，庶務・渉外，会計，企画，編集，広報・教育情報，高等専門学校，高等学校，大学入試問題検討の各分掌幹事を置く。ただしこの他の分掌を置くことを妨げない。
3. 幹事会は必要に応じ委員会を設置することができる。
4. 監事は幹事会に出席して意見を述べることができる。
5. 幹事会は総会に対して事業報告を行う。

## 第 6 章 経理

第 20 条 （経費支弁）本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれを支弁する。

第 21 条 （会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 （会費）会費は正会員および準会員にあっては年額 3,000 円，賛助会員にあっては年額 5,000 円とする。

第 23 条 （予算）本会の予算案は幹事会の議を経て定め、総会の承認を得なければならない。

第 24 条 （会計監査）幹事会は毎年決算報告を作成し、監事に提出して会計監査を求めなければならない。

第 25 条 （決算報告）幹事会は、監事による監査を受けた決算報告を通常総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第 7 章 会則・細則

第 26 条 （会則の改正）本会則の改正は幹事会の議を経て総会の議決による。

第 27 条 （細則）部会長はこの会則を施行するため、またはこの会則に定めのない事項について必要があるときは、幹事会の議を経て細則を定めることができる。

2. 新たに定められた細則を、部会長は可及的速やかに会員に周知するものとする。

### [付則]

本会の事務所は、日本独文学会事務局（170-0005 東京都豊島区南大塚 3-34-6 南大塚エースビル 603）に置く。

2. 本会則は日本語版を正本とし、ドイツ語版を副本とする。

3. この会則は 2013 年 5 月 25 日から適用する。

## 日本独文学会ドイツ語教育部会幹事選出細則

(2013 年 5 月 25 日改正)

第1条（改選の公示）部会長は、西暦偶数年の日本独文学会春季研究発表会において開催される日本独文学会ドイツ語教育部会通常総会の2ヶ月前に、幹事の改選を公示する。

第2条（選挙管理委員会の嘱任）部会長は、部会選出日本独文学会理事を通じ、日本独文学会春季研究発表会担当校に対して、会員のうちから選挙管理委員長1名及び同委員2名の推挙を依頼し、幹事会がこれを嘱任する。

第3条（選出方法）幹事は、会員による選挙により選出し、総会がこれを嘱任する。

第4条（会員による選挙）幹事改選公示の際に提示された会員名簿に登載の正会員及び準会員の中から6名連記による投票で上位12名を選ぶ。

2.（選挙権）幹事改選公示日の時点でのすべての正会員および準会員は選挙権を有する。ただし公示日以降投票締切日までに会員資格を喪失した場合はこのかぎりでない。

3.（被選挙権）幹事改選公示の際に提示された会員名簿に氏名が登載されているすべての正会員および準会員は被選挙権を有する。ただし日本独文学会ドイツ語教育部会会則第14条に定める連続3選禁止に該当する者を除く。

4.（投票用紙等）選挙権者には、「幹事改選のお知らせ」、「会員名簿」、「候補者名連記投票用紙」6票分連刷1枚、「返送用大封筒」1枚、「投票用紙封入用小封筒」1枚が郵送される。

5.（投票の方法）投票は次の方法による。

(1) 選挙権を持つ会員は、被選挙権を持つ会員のうちから6名以内を連記して投票する。

(2) 投票には候補者の姓名を記載する。同姓同名の候補者がいる場合は、「幹事改選のお知らせ」に例示されたとおり、所属等、候補者を特定するための情報を付記する。

(3) 投票者は、6枚連刷の投票用紙を切り離さず使用し、投票用小封筒に封入したうえ、投票者の住所氏名を記載した大封筒に封入して、日本独文学会事務局に郵送または持参する。

(4) 投票の締切日は日本独文学会春季研究発表会におけるドイツ語教育部会通常総会の1ヶ月前とする。

6.（開票作業）開票作業は次の方法による。

- (1) 選挙管理委員長は、開票作業を指揮し、当選者の確定までのすべての過程に責任を負う。
  - (2) 開票作業には幹事 1 名が立ち会う。
  - (3) 選挙管理委員長は、選挙結果が確定した後、速やかに部会長に報告する。
7. (投票の部分有効) 6 枚の投票用紙のうちの 2 枚以上に同一氏名が記載されたものは、そのうちの 1 票のみを有効とする。
8. (投票の無効) 次の場合はその投票全体を無効とする。
- 1 6 枚連刷の投票用紙を切り離して使用した場合
  - 2 大封筒に投票者の住所氏名の記載がない場合
  - 3 大封筒または小封筒に封がされていない場合
  - 4 投票用紙を著しく汚損した場合
9. (投票の部分無効) 6 枚連刷の投票用紙において、候補者の氏名および同姓同名候補者を特定する事項以外の記入があるものは当該票のみを無効とする。
10. (同姓同名者の票の案分) 投票用紙に候補者を特定するための情報の付記がない場合、その記載があるものの票数の比で配分する。
11. (当選者の確定) 当選者の確定は次のように行う。
- (1) 得票数上位 12 名を当選とする。
  - (2) 最下位得票数の者が 2 名以上あるときは、年齢の若い順に当選とする。
  - (3) 選挙管理委員会は、当選しなかった者も含め、得票数第 13 位以下若干名の者を補欠当選者と決定する。
  - (4) 幹事会は、選挙管理委員長から選挙結果の報告を受けた後、日本独文学会ドイツ語教育部会会則第 15 条に定められた辞退権を行使する当選者が生じることが判明したとき、その調整を行ったうえ、必要に応じ補欠を繰り上げて 12 名の当選者を確定する。

第 5 条 (総会による嘱任) 部会長は本細則第 4 条第 11 項により決定した幹事候補者を記載した合計 12 名の名簿を作成し、これを通常総会に呈示して嘱任を求めらる。なお、選挙結果の報告も総会で同時に行う。

第 6 条 (幹事の任期の始期と終期) 総会が幹事候補者名簿を承認し、新幹事が嘱任された時点で新幹事の任期が開始し、前幹事の任期が終了する。ただし前部会長は新幹事会で新部会長が決定するまで本会を代表する。



第7条 （部会長および分掌の決定）嘱任された新幹事は可及的速やかに幹事会を開催し、新部会長を選出するとともに、分掌を決定する。

第8条 （改正）この細則の改正は、幹事会の議を経て決定する。

2. この細則が改正されたとき、部会長は可及的速やかに会員にその内容を周知するものとする。

[付則]

この細則は2013年5月25日から適用する。